

鳥取県警察本部長告示 第 56 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第104条第1項の規定に基づき、次のように意見の聴取を行うので公示する。

令和8年10月19日

鳥取県警察本部長



意見の聴取の期日及び場所

令和8年11月10日 午前10時00分から

鳥取県米子市上福原1272-2

鳥取県警察本部

西部免許センター